

～ 歩道の切り下げ（車両の出入り口）工事を行う方へ ～

歩道の切り下げ（車両の新規出入り口）は、利用者が市道沿道に駐車場所又は保管場所を確保している場合において、承認できます。

しかし、以下の場所では、歩道の切り下げを行うことは原則できません。

＜歩道切り下げができない箇所＞

- ア 横断歩道及びその前後 5 m 以内の部分。
- イ トンネル等の前後各 50 m 以内の部分。
- ウ バス停留所、路面電車の停留場。
- エ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道の昇降口から 5 m 以内の部分。
- オ 交差点及びその側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。
- カ バス停留帯の部分。
- キ 橋の部分。
- ク 防護柵及び車止めの設置されている部分。
（ただし、道路管理者が交通安全上特に支障がないと認める部分は除く。）
- ケ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする箇所。
（ただし、道路管理者又は交通信号機の管理者（所有者）が移転の必要を認め、申請者の負担で移設をする場合は除く。）

車両の出入り口の幅は、道路に出入りする必要がある場所又は施設ごとに **必要最小限** しか認められません。（原則として 1 箇所）

公共施設、医療施設、大規模店舗、ガソリンスタンド、ドライブインなど、特に大型車両の出入りや車両出入りの頻度が多いところや、道路管理者が必要と認める場合は、軌跡図などの作成により状況確認をした上で、必要幅が認められます。

歩道切り下げ（車両出入り口）の幅【低下部】は、

- ・ 普通乗用車 1 台出入りの場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 本まで
- ・ 普通乗用車 2 台以上や大型及び中型貨物自動車が入り出す場合・・ 事前協議によって

認められます。

ただし、歩道が広いなど、低下部 4 本の出入りで支障が無い場合は、普通乗用車の出入りが 2 台以上あっても、必要最小限の切り下げ幅しか認められない場合もあります。

（例）普通乗用車 1 台出入りの場合

低下部 4 本（3.2m）＋変形部左右 2 本（1.6m×2）＝6.4m まで認められます。

▶ 歩道切り下げの承認申請について

歩道切り下げを行う際は、道路法第24条に基づく「**道路工事施行承認申請書**」を道路管理者へ提出し、承認を受ける必要があります。その際、道路工事施行承認申請書に以下の資料も添付する必要があります。

～ 歩道切り下げ工事承認申請にあたって必要な資料 ～

1. 道路工事施行承認申請書
2. 位置図
3. 平面図（現況図と計画図の両方を作成）
4. 正面図（現況図と計画図の両方を作成）
5. 断面図（現況図と計画図の両方を作成）
6. 現況写真（双方向により撮影）
7. 車両軌跡図（大型車両の出入りの場合）
8. 交通安全対策図
9. その他必要書類（縁石カタログ、工事仕様図、求積表、誓約書、同意書等）

※提出する部数は各1部です。

申請から承認までの標準的な手続き期間は、1～2週間となっています。
申請後、2～3日では承認を出すことができませんので、ご理解・ご協力をお願いいたします。※上記期間は、滝川市における標準的な処理期間です。

☆ 注意事項

- 切り下げ工事の際は、地下埋設物の有無を必ず調べてください。
- 道路利用者に危険が生じないよう工事の際は、セーフティーコーン、工事標識等の安全施設を設置し、必ず交通誘導員も配置してください。
- 切り下げ箇所に構造物（街路灯、電柱、植樹柵、警戒標識など）がある場合は、申請者の費用負担をもって移設等して下さい。
- 切り下げ工事に伴い、既存の境界標を移設する必要がある場合は、事前に相談の上、工事完了後速やかに復元してください。
- 申請どおりに工事の施行をしていない場合は、工事のやり直し又は原状回復を命ずることがあります。

▶ 歩道切り下げ工事実施時・完了後の届出について

工事着手の際は、速やかに「**着手届**」を提出してください。

また、工事が完了した後は、切り下げ工事の履行状況がわかる写真を添付した「**完了届**」を提出してください。工事の履行状況がわかる写真とは、着手前、縁石撤去、縁石敷設、舗装切断、路盤転圧、舗装敷設、交通安全対策の実施状況、工事完了後の状況などがわかる写真のことをいいます。必ず添付願います。

<< 申請書や図面の作成方法 >>

1. 道路工事施行承認申請書（記載例）

別記第1号様式（第3条第1項関係）

道路工事（維持）施行承認申請書

新 変 滝土承認 第 号
規 更 年 月 日

① 令和〇〇年 〇月〇〇日

道路管理者
滝川市長 様

② 住所 滝川市〇町〇丁目〇番〇〇号
氏名 滝川 一郎
担当者 滝川 太郎
TEL 0125-〇〇-〇〇〇〇

次のとおり、道路工事（維持）を行いたいので、道路法第24条の規定により申請します。

③	施工目的	車両出入りのための歩道縁石切り下げ工事及び植樹撤去工事		
④	施工場所	路線名 鈴蘭通り線	歩道・車道・その他（ ）	
		場所	滝川市栄町3丁目〇番〇号 地先	
⑤	工事概要	工 事 種 別	施 工 数 量	
		歩道縁石切り下げ	低下部 L=3.2m	
		歩道舗装工事	変形部 L=3.2m	
		植樹撤去	A=9.80 m ²	
			1箇所	
⑥	工事の期間	令和〇〇年 〇月 承認日から 令和〇〇年 〇月〇〇日まで	日間	
⑦	施工方法	直営・請負 施工業者 住 所 滝川市大町1丁目2番15号 業者名 滝川舗道(株) 担当者 滝川太郎(携帯 090-〇-〇) 連絡先 0125-〇〇-〇〇〇〇		
⑧	添付書類	工事設計書 仕様書 位置図 現況図 (平面図 縦断面図 横断面図) 計画図 (平面図 縦断面図 横断面図) 構造図 その他 (現況写真 縁石カタログ 交通安全対策図)		
	備考			

<記入要領>

①申請年月日

申請する年月日を記入します。

②住所・氏名

- 1) 個人は、「住所」・「氏名」・「電話番号」を記入します。
- 2) 法人の場合は、「主たる事務所の所在地」・「法人等の名称・代表者の氏名」・「担当者の氏名、電話番号」を記入します。

③施工目的

施工目的を具体的に記入します。

④施工場所

- 1) 市道の路線名を記入します。
- 2) 「歩道」・「車道」・「その他」の別を○で囲みます。
- 3) 施工場所を地番や住居表示可まで記入します。
例 〇〇市△△町□丁目×番▽地先

⑤工事概要

工事種別、施工数量を記入します。
(例) 工事種別：歩道縁石切り下げ
施工数量：長さ、面積など

⑥工事の期間

工事を行う期間を記入します。

⑦施工方法

「直営」・「請負」の別を○で囲みます
請負の場合、施工業者の住所、業者名、担当者、連絡先を記入して下さい。

⑧添付書類

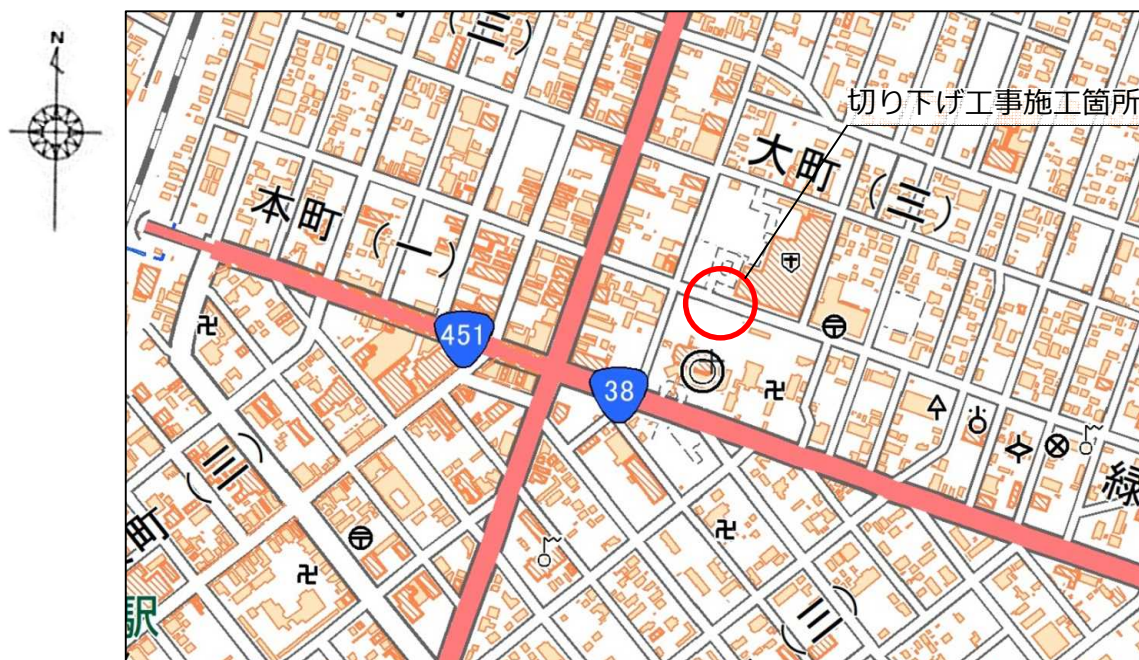
添付する書類を○で囲みます

■申請書のダウンロード方法

- 道路工事施行承認申請書は、滝川市の公式ホームページからダウンロードできます。Googleなどの検索エンジンで「滝川市」と入力するか、直接URLを入力して、アクセスしてください。
滝川市公式ホームページ⇒<http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/index.html>
- 「申請書ダウンロード」⇒「土木課」の順でクリックし、申請書をダウンロードしてください。

○図 面

2. 位置図（例）

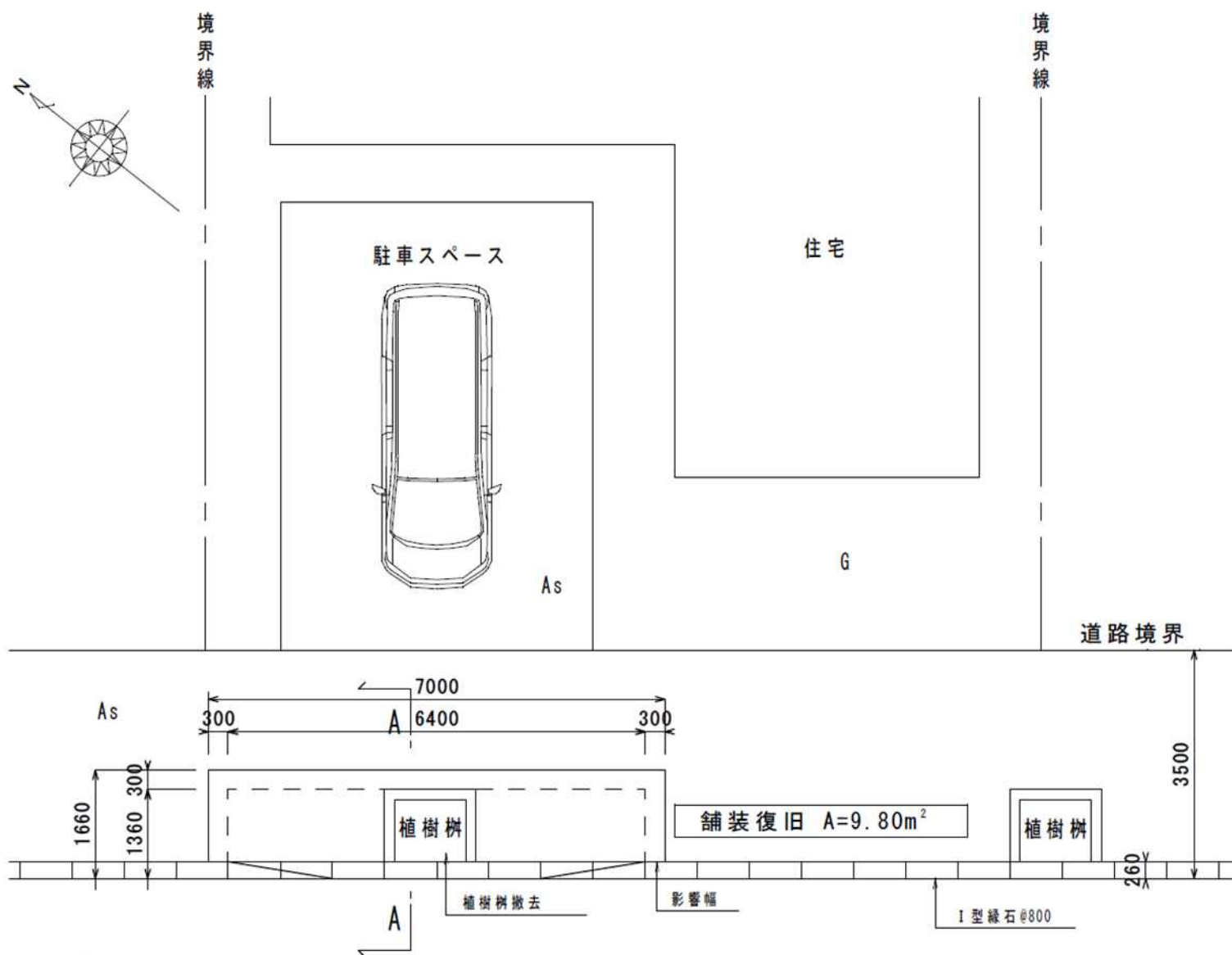


出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

- ・ 場所が特定できる位置図を作成してください。
- ・ 位置図については、国土地理院の地図の他、市販の地図やインターネット上の地図等を基に作成してください。
- ・ 場所に印をつけて住所を明記してください。

3. 平面図（例）

計画平面図（縮尺：1/150）



- ・市道敷地の境界線がどこかわかりやすく図示してください。
- ・計画平面図で歩道の切り下げをする箇所と本数がわかるように示し、低下部及び変形部の延長を表記してください。また、舗装工事範囲も示し、面積も表記してください。
- ・歩道掘削範囲から影響幅を確保して舗装復旧してください。
- ・**歩道上にある構造物は、確実に表記してください。**（例：街路灯、電柱、植樹樹、警戒標識、マンホールなど）また、移設する場合は、移設先も図示してください。

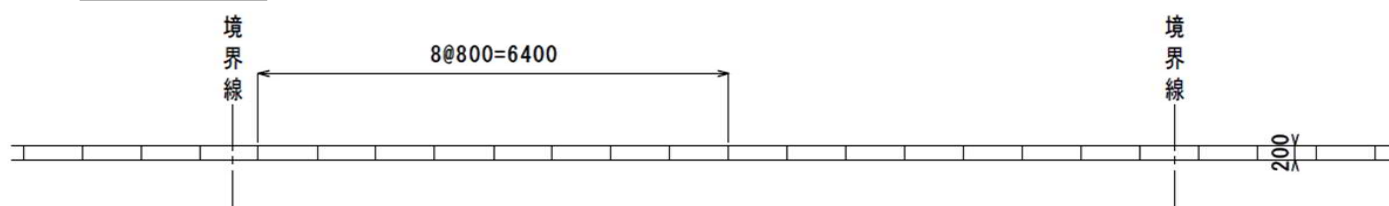
※注意！

- ▶ 低下部を予定している場所に警戒標識がある場合は、申請者の費用負担において、警戒標識を移設してください。同様に、防犯灯や電柱などの物件を移設する場合も、当該施設の管理者と調整の上、申請者の費用負担において移設することとなります。

4. 正面図（例）

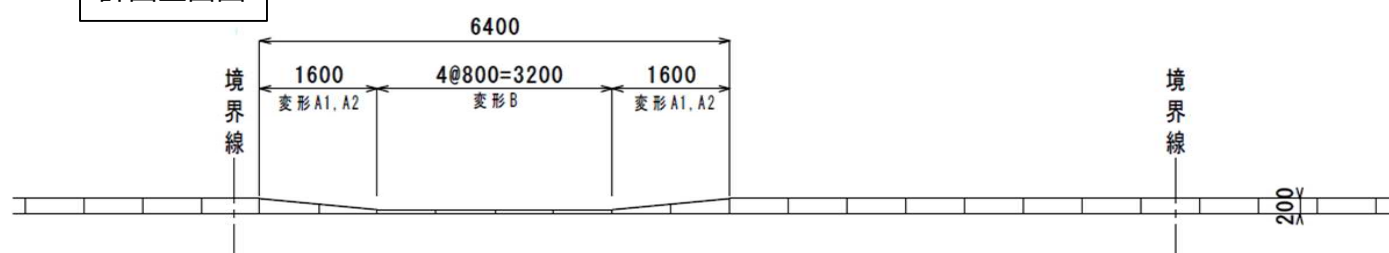
現況正面図

現況正面図（縮尺：1/150）



計画正面図

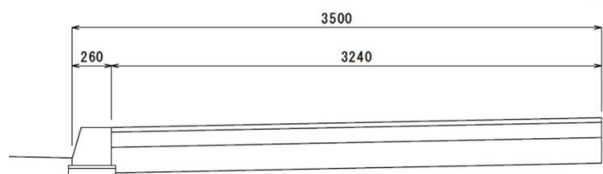
計画正面図（縮尺：1/150）



5. 断面図（例）

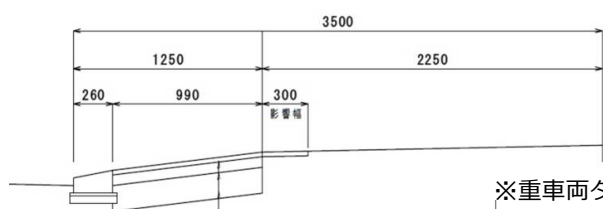
現況断面図

現況断面図（縮尺：1/100）



計画断面図

計画断面図（縮尺：1/100）



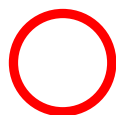
※重車両タイプ

細粒度アスコン	t= 3cm
アス安定処理	t= 5cm
切込砂利 (0-40)	t=20cm
切込砂利 (0-80)	t=22cm

- 普通乗用車による乗り入れの場合の舗装構成は、1層（細粒度アスコン 3 cm、路盤 27 cm）となりますが、大型車による乗り入れや、乗り入れ頻度の多い店舗等の場合の舗装構成は、2層（細粒度アスコン 3 cm、アス安定処理 5 cm、路盤 42 cm）になります。
- 歩道幅員や緑石の種類（Ⅰ型、Ⅱ型など）によって、すりつけ部の幅員が変更となるのでご注意ください。（※ P 9 参照）
- 切り下げ区間が、インターロッキングブロックやロードヒーティング区間になっている場合は、インターロッキングブロックやヒーティングパイプ等も図示してください。

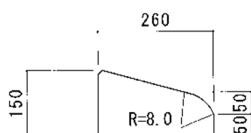
※注意！

- ▶ 乗り入れ部に歩道用の特殊変形緑石（高さ100mm）は使用できませんのでご注意ください。（特殊変形を使うとやり直しとなりますので注意！）



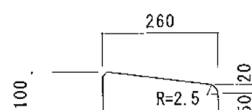
使用できます

変形 B（車道用）



使用できません

特殊変形 B（歩道用）



6. 現況写真（例）

申請の際は、必ず現地の写真を2方向各1枚以上添付ください。



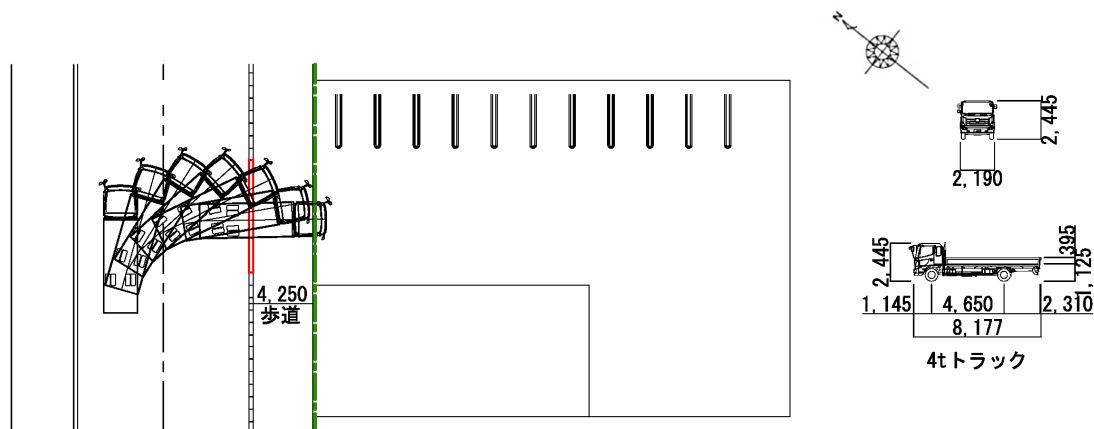
- 正面から撮影した写真がある場合には、どこからどこまでを低下部とするのか、わかりやすいように線（マーキング）を入れてください。（手書き可）



- 歩道上に設置されている構造物（例：街路灯、電柱、植樹桝、マンホールなど）がわかるように撮影してください。
- 現地の写真撮影は、道路交通に注意して行ってください。

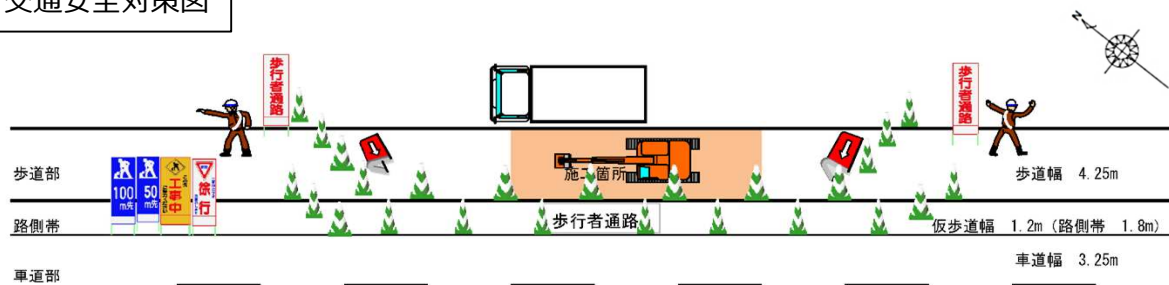
7. 車両軌跡図（例）

大型車両が出入りする箇所については、車両の軌跡図を求めることがあります。車の寸法及び市道からの出入りについて、軌跡図の作成をお願いします。



8. 交通安全対策図（例）

交通安全対策図



- ・ 工事実施の際は、歩道規制を行います。また、歩行者通路は路側帯に1.2m以上確保いたします。
- ・ 工事箇所の両端に交通誘導員を配置し、交通安全対策には万全を期します。
- ・ 工事は、通勤・通学の時間帯を避けた昼間（9:00～17:00）の施工とし、一般交通の円滑化、安全化を図ります。

- ・ 工事の安全対策施設となるセーフティーコーン、バリケード、工事用車両、工事標識、誘導員の配置状況などを図示してください。
- ・ 歩行者の安全を確保するため、1m以上の仮歩道を道路敷地外又は路側帯に確保してください。
- ・ 車道、歩道、路側帯を表記してください。

9. その他必要書類（縁石カタログ、求積表、誓約書、同意書等）

切り下げに使用する縁石のカタログを添付してください。

また、構造物を移設する場合は、当該構造物の工事仕様図、また、工事箇所付近にバス停留所がある場合は、バス会社の同意書など、必要に応じて各種資料を求める場合があります。

※ 参考（車両乗入れ部の構造）

本表は、北海道建設部土木局道路課発行の「道路事業設計要領」の補足説明資料です。

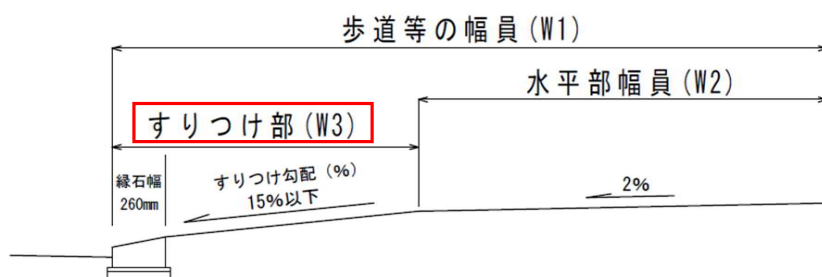
表－１ 水平部・すりつけ部延長を25cmラウンドした場合の水平部幅員とすりつけ勾配の関係（参考）

縁石Ⅰ型（H=20cm）

歩道等の幅員 (W1)	水平部幅員 (W2)	すりつけ部幅員 (W3)	すりつけ部勾配 (%)
2. 5 0 m	1. 2 5 m	1. 2 5 m	1 2. 1 0 %
3. 2 5 m	2. 0 0 m		
3. 5 0 m	2. 2 5 m		
4. 0 0 m	2. 7 5 m		
4. 5 0 m	3. 2 5 m		

縁石Ⅱ型（H=15cm）

歩道等の幅員 (W1)	水平部幅員 (W2)	すりつけ部幅員 (W3)	すりつけ部勾配 (%)
2. 5 0 m	1. 7 5 m	0. 7 5 m	1 2. 2 0 %
3. 2 5 m	2. 5 0 m		
3. 5 0 m	2. 7 5 m		
4. 0 0 m	3. 2 5 m		
4. 5 0 m	3. 7 5 m		



- ・ すりつけ部の幅員は、縁石を含めた幅員となります。
- ・ すりつけ部の横断勾配は、15%以下とします。
- ・ 車両乗り入れ部の歩道境界縁石前面の段差は、歩道等の水平区間が確保しやすい段差5cmを標準とします。
- ・ 植樹帯等（路上施設帯を含む）がある場合には、当該歩道の連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行うものとします。
- ・ 歩道等の幅員が狭く、上記の構造によるすりつけができない場合には、車道と歩道等、歩道等と民地の高低差を考慮し、水平区間を設けずに車両乗入れ部を直接すりつけるものとします。

<< 着手届及び完了届の作成方法 >>

着手（完了）届（記載例）

「着手」の際は「完了」を消し、「完了」の際は「着手」を消して届出してください。

別記第2号様式（第4条関係）

道路工事等着手（完了）届

①

〇〇年 〇月〇〇日

道路管理者
滝川市長

様

②

申請者 住所 滝川市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 滝川 一郎
担当者 滝川 太郎
(電話 〇〇局 〇〇〇〇番)

次のとおり工事に着手する（~~工事が完了した~~）ので、滝川市道路管理規則第4条の規定により届け出ます。

③

1	工 事 名	歩道縁石切り下げ工事、植樹樹撤去工事
4	2 路 線 名	市 道 鈴 蘭 通 り 線
5	3 承認の年月日 及 び 番 号	〇〇年 〇〇月 〇〇日 滝 土 承認 第 〇〇 号
6	4 着手予定（ 完了 ） 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
 - 不要の文字は2本線により削除すること。
- 完了届提出時には、着手前、完了後の全景写真を用紙に添付して提出すること。

<記入要領>

①年月日

届出する年月日を記入します。

②住所・氏名（※申請時と同じ）

- 個人は、「住所」・「氏名」・「電話番号」を記入します。
- 法人の場合は、「主たる事務所の所在地」・「法人等の名称・代表者の氏名」・「担当者の氏名、電話番号」を記入します。

③工事名

承認を受けた工事名を記入します。

④路線名

市道の路線名を記入します。

⑤承認の年月日及び番号

承認書に記載の年月日と承認番号を記入します。

⑥着手予定（完了）年月日

着手予定の年月日を記入します。
（完了の場合は完了年月日）

■申請書のダウンロード方法

- 道路工事施行承認申請書は、滝川市の公式ホームページからダウンロードできます。Googleなどの検索エンジンで「滝川市」と入力するか、直接URLを入力して、アクセスしてください。
滝川市公式ホームページ⇒<http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/index.html>
- 「申請書ダウンロード」⇒「土木課」の順でクリックし、申請書をダウンロードしてください。

※ 参考（完了時の写真提出について）

完了届には、切り下げ工事の履行状況がわかる写真を添付していただきます。

工事の履行状況がわかる写真とは、着手前、縁石撤去、縁石敷設、舗装切断、路盤転圧、舗装敷設、交通安全対策の実施状況、工事完了後の状況などができる写真のことをいいます。

申請と同じ工事内容となっているか、確認が出来ない場合は、道路法第71条における監督処分により、掘り返しによる現地確認を求めることがあります。

工事の手戻りとなりますので、適宜写真は撮っておくようにして下さい。

★完了写真の例

写真は一例です。砂利厚や舗装厚、転圧状況がわかる写真など、施工内容が詳細にわかる写真の添付をお願いします。



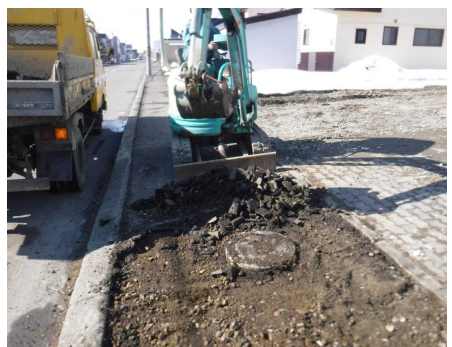
着手前



完了後



舗装切断



舗装版取り壊し



掘削状況



縁石設置状況



路床高さ測定



路盤転圧状況



舗装状況